

令和8年度大学生ハンズオン支援事業 委託業務仕様書

1 委託業務名

令和8年度大学生ハンズオン支援事業委託業務

2 現状等

中山間地域等では、人口減少や高齢化の進展により、地域活動の維持や地域活力の低下が問題となっている。また、そのような地域では地域活動を支える若手が地域外に出て行き、地域の担い手が減ってきている。こうした状況下で、地域の人々の暮らしを守るためには、住民が連帯し、主体的に地域課題の解決に取り組むことや、「ワカモノ」「ヨソモノ」の立場や役割を取り入れた新たな課題解決・地域活性化策等を検討することが必要となる。

しかし、地域において、地域課題の解決のためのノウハウや、必要な人員が不足していることから、地域が単独で若い世代を迎え入れ、効果的な地域活性化策を生み出していくのは困難であるという現状がある。

以上のことから、大学生や専門学生等（以下「大学生等」という。）の立場や役割を生かしながら協働して行う活動を支援し、地域の課題解決と活性化を促す必要がある。

3 事業概要

県内の大学生等が中山間地域や離島に入り込み、大学生等の「ワカモノ」「ヨソモノ」としての立場や役割を生かしながら、地域が取り組む活動に対して大学生等が伴走型の支援を行う。支援対象となる活動は次のとおり。

	支援メニュー	大学生が担う役割、活動内容（例）
①	地域活動の基盤・方針の見直し、再構築	【調査・研究】 ・住民アンケートの実施、集計、結果分析 ・多様な世代へのヒアリング調査、意見交換会の実施 ・既存活動の整理、統廃合検討
②	地域活動の担い手確保、裾野拡大	【地域内連携】 ・幅広い住民（特に若年層）を巻き込むための取り組み検討、実施 ・地元の高校生や小中学生が行う地域学習のサポート
③	地域活動の魅力向上、効果拡大	【活動ブラッシュアップ】 ・SNS等を活用した情報デジタル化支援 ・イベントの全部又は一部の企画、準備、運営

4 委託期間

契約締結日から令和9年3月31日まで

5 経費上限額

1,995,290円（消費税及び地方消費税を含む。）

6 委託業務の内容

(1) 概要

上記3の事業を実施するにあたり、実施地域との調整や参加学生の事前研修、支援活動のコーディネート業務などを行うことにより、地域の活性化を図るとともに、中山間地域等における地域づくりに関わる人材育成を行う。

(2) 対象地域

次の2地域を対象地域とする。

ア 高梁市有漢地区（NPO法人夢風車うかん）

(7) 地域の概要

平成20年8月、有漢地域のまちづくりが住民主体となり、老若男女問わず、住民自らがまちの活性化に取り組んでいけるよう「NPO法人夢風車うかん」を設立した。しかし、本来の目的である住民主体というまでには未だ遠い現状であり、住民主体の徹底と組織強化を徹底し、地域の活力アップに寄与したいと考えている。また、参加する人々の創造性や協働性を図り、今後の地域活性化とともに自然環境保全にも寄与していく。

(イ) 大学生等と取り組みたい内容

- ・SNS等を活用した情報発信、デジタル化
- ・地域のイベントの全部又は一部の企画、準備、運営

(ウ) 取り組みたい理由

令和7年度に開校し、令和8年度には2隣町からの児童生徒も通学する義務教育学校「有漢学園」を中心に、教育を軸とした町づくりとして、子どもや子供を取り巻く大人のこちよい居場所づくりを目指して、今ある地域の活動や新たな地域の活動の魅力向上・効果拡大を図りたい。

(I) 活動スケジュール（予定）

【1回目】

時期：6～8月

場所：有漢生涯学習センター

内容：8月初旬の土曜日に開催される地域住民主体のイベント「風ぐるまサマーフェスタ」の一部の企画、準備、運営を有漢学園生や地元高校生、地域住民を巻き込んで行うことでイベントを盛り上げ、参画することを楽しんでほしい。

【2回目】

時期：夏休み期間中

場所：有漢生涯学習センター

内容：夏休み中に出された宿題や自主学習の学習サポート（小中学生）

受験の心得、対策、体験談（中3、高3中心）

夏休みならではのチャレンジイベント

イ 井原市荏原地区（荏原地区まちづくり協議会）

(ア) 地域の概要

井原市は、岡山県南西部に位置し、広島県福山市に隣接。東江原町は、井原市のなかでは東端にあり、小田郡矢掛町と接している。小田川と国道486号・井原鉄道が、町の南部を平行して走り、北部から流れる3本の川によって作られた盆地である。昔から米どころで、日本綿布・CP化成・化繊ノズルの工場に町外から多くの人が通勤し、交通量は多い。

子育てサポート部会は、12年活動してきた。子どもたちを地域のものやこと・人とかかわらせ、地域の良さを十分に感じ・知り・ふるさとを愛する子、ふるさと荏原のバックボーンをもった子に育てたいという思いで事業を展開している。

(イ) 大学生等と取り組みたい内容

- ・住民を幅広く巻き込むための取組検討、実施
- ・地元の高校生や小中学生が行う地域活動のサポート

(ウ) 取り組みたい理由

令和8年度は、活動開始以来13年目となり、サポーターの年齢が高くなり、また、夏季は熱中症の危険等もあり、「土曜キッズ広場アソボー」の活動メニュー見直しや内容の変更が待ったなしの状況。また、児童・園児数が激減しており、参加者呼びかけの新たな手法を工夫するため。

(エ) 活動スケジュール（予定）

【1回目】

時期：9月12日（土）（昼食有）

場所：荏原公民館

内容：「竹パンを作って食べよう」

竹パンだけではなく、いろいろなアイデアを出してもらい、子どもたちと模擬キャンプを楽しんでもらいたい。

【2回目】

時期：10月10日（土）当日 10月3日（土）準備（昼食有）

場所：東谷広場（荏原小学校東の山畑・竹林の一角）

内容：「ロープや竹でアスレチックコースを造って遊ぼう」

アスレチック作りから参加してもらい、地域のサポーターや子どもたちとの交流を深めてもらいたい。

【3回目】

時期：11月8日（日）

場所：荏原小学校運動場

内容：「ふれあい祭り」

地域の文化祭で、子どもたちが遊べるようなスペースを作り、子どもたちも祭りに参加しやすいようにしてもらいたい。

(3) 参加学生

県内の大学生又は専門学校生等 10名程度（1地域5名程度とする。）

※なお、学生の募集及び選考は、県民局が受託者の協議のもと実施する。

(4) 業務内容

ア 実施地域との調整

- ・地域住民との地域課題の整理
- ・支援活動の内容に関する打ち合わせ
- ・上記業務に係わる話し合いのファシリテート及び技術的助言、協議事項の取りまとめ、専門家・先進事例の紹介等

イ 参加学生に対する事前研修、地域別研修の実施

- ・事業の目的及び地域の概要説明
- ・支援を実施する上での事前課題や取組内容の検討
- ・支援内容に合わせた専門家等の派遣
- ・上記業務に係わる話し合いのファシリテート及び技術的助言、協議事項の取りまとめ、専門家・先進事例の紹介等

ウ 支援活動の企画・実施

- ・地域の現状及び課題を踏まえたプロジェクト内容の検討及び実施
- ・上記業務に係わる話し合いのファシリテート及び技術的助言、協議事項の取りまとめ、専門家・先進事例の紹介等

エ 研修会（ワークショップ等）の開催

- ・研修会の企画・進行
- ・開催に向けた準備・調整

オ 支援活動終了後の評価

- ・参加学生や地域住民に対するアンケートの実施及び結果の集計
- ・実績報告書の作成

(5) 業務実施スケジュール（予定）

業務実施スケジュールは概ね次のとおりとする。ただし、具体的なスケジュールについては、受託者と県民局との協議により決定するものとする。

5月中旬 委託契約締結

5月 学生募集

5月～6月 実施地域の調整

6月～2月上旬 支援活動の実施（事前研修・研修会の開催を含む）

	事前研修及び支援活動は3回から5回程度開催
2月下旬	支援活動終了後の評価
～3月末	実績報告提出、事業完了

(6) その他

- ・活動期間中の参加学生については、ボランティア保険等に参加すること。
- ・参加学生の自宅から活動場所までの交通手段は、実施地域、参加学生と協議のもと受託者が調整する。なお、参加学生の往復旅費を受託者以外が負担した場合は、負担した者に対し、その費用を受託者が事業の範囲内で支払うことができる。
- ・宿泊を伴う活動を実施する場合、宿泊場所は、活動地域内の民家、旅館・ホテル・民宿、集会所等とし、受託者において準備する。ただし、活動地域内で適当な宿泊場所が確保できない場合は、隣接地域等も可とする。
- ・研修会は、支援活動後に地域で実施し、地域の特色に合わせて、支援活動の振り返り、ワークショップ、他地域の事例紹介及びこれからの地域について考える内容とし、大学生等の中山間地域等における人材育成を図るものとする。
- ・地域別研修は、地域の課題や支援内容に応じて、専門的な知識やノウハウを学ぶことのできる内容とし、学生の活動の質を向上させ、地域の活動改善、持続可能な体制づくりを図るものとする。
- ・学生と地域の主体的な関係構築および事業終了後の継続性向上を図るため、日常的な連絡調整や移動等は段階的に学生と地域の間で直接行わせることや、受託者が全行程に随行するのではなく、関係性の深化に応じて学生のみでの活動を促進することも可とする。ただし、学生のみでの活動時においても、受託者は事故や緊急事態に備え、学生および地域側と常時連絡を確保できる適切な管理体制を構築し、安全管理に万全を期すこと。

7 実施体制

- (1) 受託者は委託者の意図及び目的を十分理解した上で、必要に応じて適正な人員を配置し、委託者との連絡調整を密にしつつ、効率的に業務を進めること。
- (2) 業務の実施に当たっては、進捗状況及び今後の進め方等を委託者に逐次報告するほか、必要に応じて委託者と打ち合わせを行うこと。
- (3) 本仕様書に定めのない事項については、その都度、委託者の指示を受けて処理すること。

8 成果物

受託者は委託期間中に所定の手続により完了検査を受け、合格した成果物を下記9に指定する場所へ納品すること。なお、報告書については、電子データでCD

—R等に記録することとし、ファイル形式はワード、エクセル、PDF等とする。

- (1) 業務実績報告書 1部
- (2) その他関係資料等（データを含む） 1式
- (3) 上記(1)、(2)に関する電子データ 1式

9 納品場所

成果物は次の場所に納品すること。

岡山県備中県民局地域政策部地域づくり推進課

〒710-8530 岡山県倉敷市羽島1083

電話：(086) 434-7008 (直通)

10 業務に係る留意点

- (1) 受託者は業務を遂行する上で、個人情報保護に関する法令など関係法令を遵守しなければならない。
- (2) 受託者は、業務上知り得た事項を他人に漏らし、又はこれを業務以外に使用してはならない。委託契約終了後も同様とする。
- (3) 著作権をはじめ、本委託業務の成果品における一切の権利は、委託者に帰属すること。
- (4) 本業務の実施に伴い第三者との間に発生したトラブルに対しては、責任を持って対処すること。
- (5) 本業務の実施に当たり、疑義が生じたときは、委託者及び受託者の協議の上、定めるものとする。